

(別紙)

蔵 計 第 1411 号
昭和45年4月30日

建設大臣殿

大蔵大臣 福田赳夫^印

公共用地取得事務処理の適正化について

昭和42年度決算検査報告及び昭和42年度決算についての国会の審議議決において、公共事業の施行に当たり買収した用地の所有権移転登記について適切な処置がなされていないものがある旨指摘されているが、このような事案については早急に是正の措置を講ずるとともに、今後公共用地の取得に当たっては遅滞なく所要の手続きを講じ、取得後の管理に遺憾なきを期せられたい。

なお、貴所管の政府関係機関等特殊法人についても、上記趣旨の徹底を図るよう御配慮願いたい。